

平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社フュートレック
代表者名 代表取締役社長 藤木 英幸
(コード番号 2468 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 池田 三春
(TEL. 06-4806-3112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 6 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告方法について、日本経済新聞に掲載して行う方法から、より効率的かつ経済的な情報開示方法である電子公告で行う方法に変更し、併せて、止むを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるため、所要の変更を行うものがあります。(変更案第 5 条)
- (2) 取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 8 条)
- (3) 当社は資本金が 5 億円以上となり、会社法上の「大会社」になったことから、新たに「監査役会」を組織することに伴い、所要の変更を行うものであります。(変更案第 32 条～同第 37 条)
- (4) 当社は資本金が 5 億円以上となり、新たに会計監査人の監査を受けることとなりますので、会計監査人に関する規定を新設するものであります。(変更案第 38 条～同第 39 条)
- (5) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり定款変更を行うものであります。
 - ① 株主総会の招集に際し、株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)
 - ② 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 24 条)

- ③ 補欠監査役の選任の決議の効力期間を伸長することができるよう規定を新設するものであります。(変更案 31 条)
 - ④ 上記のほか、会社法の施行に伴い株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (6) 当社は株式公開に伴い株券保管振替制度の適用を受けたことに伴い、実質株主に関する所要の変更を行うものであります。(変更案第 9 条)
- (7) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰下げを行う他、一部字句の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 22 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 22 日 (木曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	(現行どおり)
(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社フュートレックと称し、英文では、FueTrek <u>Co., Ltd.</u> と表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社フュートレックと称し、英文では、FueTrek <u>Co., Ltd.</u> と表示する。
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 半導体集積回路及び半導体素子の開発、設計、製造、販売 2. コンピュータのソフトウェア、ハードウェアの開発、設計、製造、販売、賃貸および保守管理 3. インターネットによる情報提供サービス業 4. コンピュータによる情報処理業 5. 公告・コマーシャルの企画、製作販売 6. 電気通信業・放送事業及びテレビ・ラジオ番組の企画・制作 7. 製版・印刷・製本・及び出版物の企画・販売 8. 企業経営の指導、企画及び立案の受託 9. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業 10. 知的財産権の取得、譲渡、保有、運用、使用許諾、斡旋及び管理業務 11. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業 12. 不動産賃貸業及び管理業務 13. 投資業 14. 飲食店業 15. 前各号に関連するコンサルティング・サービスの提供 16. 前各号に付帯関連する市場調査業務 17. 前各号に付帯または関連する一切の業務	(目 的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(新設)	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告 <u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公示方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第 2 章 株 式	(現行どおり)
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の <u>発行する株式の総数は、79,360 株とする。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の <u>発行可能株式総数は、79,360 株とする。</u>
(新設)	(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(新設)	(自己の株式の取得) 第 8 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第6条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2. 前項の規程に関わらず、取締役は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。 3. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削除)
(名義書換代理人) 第7条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. 当社の株主名簿、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u> 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u>
(株式取扱規程) 第8条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第3章 株 主 総 会	(現行どおり)
(株主総会の招集) 第9条 当社の定期株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>	(株主総会の招集) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>
(新設)	(定時株主総会の基準日) 第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(招集権者および議長) 第10条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) 第 11 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。	(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第 12 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)
(議事録) 第 13 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。	(議事録) 第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。
(新設)	(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供) 第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 4 章 取締役および取締役会	(現行どおり)
(員数) 第 14 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。	(員数) 第 18 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 15 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第 19 条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)
(任期) 第 16 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第 17 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 2. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第 19 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第 23 条 (現行どおり) 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第 20 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 (新設)	(取締役会の決議方法) 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第 21 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。
(取締役会規程) 第 22 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第 26 条 (現行どおり)
(報酬および退職慰労金) 第 23 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
第 5 章 監 査 役	第 5 章 監査役および監査役会
(員数) 第 24 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。	(員数) 第 28 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 25 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。	(選任方法) 第 29 条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期) 第 26 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(補欠監査役) 第 27 条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 25 条第 2 項の規定を準用する。 3. 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4. 補欠監査役の選任の効力は、選任最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第 31 条 (削除) (削除) (削除) 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(新設)	(常勤の監査役) 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(新設)	(監査役会の招集通知) 第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	(監査役会の決議方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	(監査役会の議事録) 第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	(監査役会規程) 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(報酬および退職慰労金) 第 28 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(選任方法) 第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	(任期) 第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(営業年度および決算期) 第 29 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、営業年度末日を決算期とする。	(事業年度) 第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年する。
(利益配当金) 第 30 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。 (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第 31 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) 第 32 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは当社はその支払義務を免れる。